

吸収合併に係る事前開示書面
(吸収合併に係る事前備置書面)

2020 年 2 月 20 日

株式会社アイスタイル

2020年2月20日

各位

東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号

株 式 会 社 ア イ ス タ イ ル

代 表 取 締 役 吉 松 徹 郎

吸収合併に係る事前開示書面

当社（以下「甲」といいます）は、2020年2月7日開催の当社取締役会において、2020年4月1日を効力日とし、甲を吸収合併存続会社とし、甲の100%子会社である株式会社アイスタイルキャピタル（以下「乙」といいます）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます）を行うことを決議し、両社間において、2020年2月7日付で本吸収合併に係る合併契約書を締結しましたので、会社法794条第1項及び会社法施行規則第191条の規定に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

1. 吸収合併契約の内容（会社法第 794 条第 1 項第 1 号）

甲と乙との間で締結した 2020 年 2 月 7 日付合併契約書は、別紙 1 のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 191 条第 1 号）

100%親子会社間の合併につき、株式その他金銭等の交付は行いません。

3. 新株予約権についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第191条第2号）

該当事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社についての事項（会社法施行規則第191条第3号）

(1) 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等（会社法施行規則第191条第3号イ）

吸収合併消滅会社である乙の最終事業年度に係る計算書類等の内容は、別紙2のとおりです。

(2) 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後（吸収合併契約等備置開始日後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあって

ては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る）に生じた重要な後発事情（会社法施行規則第191条第3号ハ）

吸収合併消滅会社である乙の最終事業年度の末日後において、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社の財産の状況に重要な影響を与える事象は発生しておりませんので、該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社についての事項（会社法施行規則第191条第5号）

(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後（吸収合併契約等備置開始日後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る）に生じた重要な後発事情（会社法施行規則第191条第5号イ）

吸収合併存続会社である甲の最終事業年度の末日後において、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社の財産の状況に重要な影響を与える事象は発生しておりませんので、該当事項はありません。

6. 吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第191条第6号）

本吸収合併効力発生日時点における吸収合併存続会社である甲の資産は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後における甲の収益状況等に関して、債務の履行に支障をきたす事態は、現在のところ予想されておりません。

したがって、本吸収合併後の甲の債務の履行に支障はないと見込んでおります。

以上

別紙 1

合併契約の内容



合 併 契 約 書

2020 年 2 月 7 日

甲) 株式会社アイスタイル

乙) 株式会社アイスタイルキャピタル

合併契約書

株式会社アイスタイル（以下「甲」という。）及び株式会社アイスタイルキャピタル（以下「乙」という。）とは合併に関し、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（合併の方法）

第 1 条 甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する（以下「本合併」という。）。

（合併当事会社）

第 2 条 吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、次のとおりとする。

吸収合併存続 株式会社	（甲） 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号 株式会社アイスタイル
----------------	--

吸収合併消滅 株式会社	（乙） 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号 株式会社アイスタイルキャピタル
----------------	---

（無対価合併）

第 3 条 甲は、乙の全株式を所有しており、乙の株主に一切の対価を交付しない。

（増加すべき資本金等）

第 4 条 甲が合併により増加すべき資本金等の額の取扱いは、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|------------------|
| 1. 資本金の額 | 金 0 円 |
| 2. 資本準備金の額 | 金 0 円 |
| 3. その他資本剰余金の額 | 会社計算規則に従い、甲が定める。 |

（合併承認）

第 5 条 甲は、会社法第 796 条第 2 項の規定により、本契約について株主総会の承認を得ないで合併する。

2 乙は、会社法第 784 条第 1 項の規定により、本契約について株主総会の承認を得ないで合併する。

（合併の効力発生日）

第 6 条 本合併の効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2020 年 4 月 1 日とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙における協議の上、これを変更することができる。

(財産及び権利義務の引継ぎ)

第 7 条 乙は、2019 年 6 月 30 日時点の乙の貸借対照表、その他同日時点の計算書類を基礎とし、効力発生日において、効力発生日までの増減を加除した資産、負債その他一切の権利義務を甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。ただし、2019 年 6 月 30 日以後効力発生日までの間においてその資産、負債及び権利義務に変動を生じたものについては、別に計算書を添付してこれを直ちに甲に明示するものとする。

(善管注意義務)

第 8 条 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意をもってそれぞれ業務の執行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙における協議の上、これを実行する。

(従業員の処遇)

第 9 条 甲は、効力発生日において、乙の従業員全員を甲の従業員として引き継ぐものとする。なお、詳細については、甲乙における協議の上、これを定める。

(合併条件の変更等)

第 10 条 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他のやむを得ない事由により、甲及び乙の資産もしくは経営状況に重要な変動を生じたときは、甲乙協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(合併契約の効力)

第 11 条 本契約は、法令に定める関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

(本契約規定以外の事項)

第 12 条 本契約に定めるもののほか、合併に関し必要な事項は本契約の趣旨に従って甲乙における協議の上、これを決定する。

本契約の締結を証するため、本書 1 通を作成し甲乙記名押印の上、甲が原本を、乙がその写しをそれぞれ保有する。

2020年2月7日

(甲) 東京都港区赤坂一丁目12番32号
株式会社アイスタイル
代表取締役 吉松 徹郎



(乙) 東京都港区赤坂一丁目12番32号
株式会社アイスタイルキャピタル
代表取締役 菅原 敬





別紙 2

株式会社アイスタイルキャピタルの最終事業年度の計算書類等

第5期

平成30年7月1日から
令和元年6月30日まで

計 算 書 類

1. 貸 借 対 照 表
2. 損 益 計 算 書
3. 株主資本等変動計算書
4. 個 別 注 記 表

株式会社アイスタイルキャピタル

貸借対照表

(令和元年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
項 目	金 額	項 目	金 額
流動資産	406,357	流動負債	116,546
現金及び預金	1,639	短期借入金	16,144
営業投資有価証券	415,591	1年以内返済長期借入金	100,000
短期貸付金	205	未払金	300
前渡金	1,080	未払法人税等	90
貸倒引当金	△205	預り金	13
投資損失引当金	△11,952	固定負債	24,268
固定資産	54	繰延税金負債(固定)	24,268
投資その他の資産	54	負 債 合 計	140,814
長期前払費用	54	純資産の部	
		株主資本	225,509
		資本金	52,388
		利益剰余金	173,121
		その他利益剰余金	173,121
		繰越利益剰余金	173,121
		その他有価証券評価差額金	40,088
		評価・換算差額等	40,088
		純 資 産 合 計	265,597
資 産 合 計	406,412	負債及び純資産合計	406,412

(注) 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。

損 益 計 算 書

平成 30 年 7 月 1 日から
令和元年 6 月 30 日まで

(単位：千円)

項 目	金 額	
売上高		4,277
売上原価		
貸倒引当金繰入（原価）	△167	
減損損失（原価）	13,914	13,748
売上総損失(△)		△9,470
販売費及び一般管理費		4,004
営業損失(△)		△13,475
営業外収益		
受取利息	90	90
営業外費用		
支払利息	561	561
経常損失(△)		△13,946
税引前当期純損失(△)		△13,946
法人税、住民税及び事業税		180
当 期 純 損 失 (△)		△14,126

(注) 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書

自 平成30年7月1日
至 令和元年6月30日

(単位：千円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		その他有 価証券評 価差額金	評価・換算 差額等計	
当 期 首 残 高	52,388	—	—	—	187,247	187,247	239,635	47,351	47,351	286,986
当 期 変 動 額										
当 期 純 損 失	—	—	—	—	△14,126	△14,126	△14,126	—	—	△14,126
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	—	—	—	—	—	—	—	△7,263	△7,263	△7,263
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	△14,126	△14,126	△14,126	△7,263	△7,263	△21,389
当 期 末 残 高	52,388	—	—	—	173,121	173,121	225,509	40,088	40,088	265,597

(注) 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 固定資産の減価償却方法
該当事項はございません。
2. 消費税等の会計処理
税込方式を採用しております。

【株主資本変動計算書に関する注記】

1. 事業年度末日における発行済株式の種類及び数
発行済株式数：普通株式 448 株
2. 事業年度末日における自己株式の種類及び数
該当事項はございません。
3. 事業年度中に行った剰余金の配当
該当事項はございません。
4. 事業年度の末日に行う剰余金の配当
該当事項はございません。
5. 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数
該当事項はございません。

第5期 附 属 明 細 書

自 平成 30 年 7 月 1 日

至 令和元年 6 月 30 日

株式会社アイスタイルキャピタル

1 有形固定資産及び無形固定資産の明細

該当事項はありません。

2 販売費及び一般管理費の明細

(単位：千円)

科 目	金 額	摘 要
給与手当	1,992	—
法定福利費	252	—
広告宣伝費	73	—
租税公課	28	—
支払手数料	1,358	—
業務委託料	251	—
諸会費	50	—
合 計	4,004	—

以上

監査報告書

株式会社アイスタイルキャピタル
代表取締役社長 菅原 敬 殿

平成30年7月1日から令和元年6月30日までの第5期事業年度に係る計算書類及びその附属明細書に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

なお、当会社の監査役は、定款第36条に定めるところにより、監査の範囲が会計に関するものに限定されているため、事業報告を監査する権限を有しておりません。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役等から会計に関する職務の執行状況を聴取し、会計に関する重要な決裁書類等を閲覧いたしました。また、会計帳簿及びこれに関する資料を調査し、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以 上

令和元年8月9日

株式会社アイスタイルキャピタル

監査役 増田 正史



以 上